

平成 2 0 年 4 月 1 日

廿日市市長 眞野 勝弘

建築基準法第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、本市の区域のうち
次の都市計画区域を同条第 1 項の規定による区域に指定する。

指定する区域

廿日市市

- ・ 広島圏都市計画区域
- ・ 佐伯都市計画区域
- ・ 宮島都市計画区域